

随意契約理由書

(工事名) ニュータウン配水池 電気設備等更新工事

本件は、ニュータウン配水池の電気設備等の更新工事を行うものである。

当初、一般競争入札を実施したが不調となり、再度の入札に付しても予定価格範囲内の応札がなく不調となった。

このため、再度の入札に唯一応札した朝日企業株式会社に見積り額を下げる事が可能か確認したところ、可能であるとの回答を得たことから、同社に見積りを依頼し、提出された見積り額が予定価格の範囲内であった場合は地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 8 号の規定により、朝日企業株式会社と随意契約を行うこととする。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条 (同運用第 13 条関係第 1 項第 9 号) により省略。